

議会運営委員会

令和3年9月21日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
小城 世督	嶋田 善行	横田 敏文
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 面 卷 昭 男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和3年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。各常任委員会、特別委員会に付託されました18議案は、いずれも満場一致で可決、認定、採択すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認させていただきたいと思ひます。討論等を予定されている議案、あるいはまた討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思ひますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

そしたら私のほうで1件、認定第3号、令和2年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については反対させていただきます。

ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長

そうしましたら、ただいま申しあげました認定第3号については討論を予

定しているということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

追加日程1. 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、委員会発議で意見書が提出されるものです。次に、追加日程2. 発議第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について、議員発議で意見書が提出されるものです。

現在までに追加提案を予定されているものはこの2件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、現時点では、この他にはないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

(1) 令和3年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。
次に、(2) 次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りいたしております日程案について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。次期定例会の日程についてご説明させていただきます。お手元の日程表(案)をご覧ください。11月30日火曜日を初日とし、12月17日金曜日を最終日とする、会期18日間の案をお示ししております。11月30日を初日としておりますのは、人事院勧告において期末手当の引き下げが勧告されていることによるものです。11月30日火曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、12月1日水曜日から2日木曜日は休会、3日金曜日を一般質問の1日目、4日土曜日から5日日曜日は休会、6日月曜日を一般質問の2日目とし、7日火曜日は建設水道常任委員会、8日水曜日は厚生常任委員会、9日木曜日は総務常任委員会、10日金曜日から13日月曜日までは休会、14日火曜日を議会運営委員会、15日水曜日と16日木曜日は休会とし、17日金曜日を最終日とする、会期18日間の案でございます。以上、よろしく願いいたします。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、12月定例会の日程は、お手元の日程表(案)のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。12月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長のほうから他に何か報告等がありますか。

(な し)

委員長 それでは、総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時06分 休憩)

(午前9時06分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。①議会議長交際費支出基準における会費(飲食)の取り扱いについてを議題とします。

前回に引き続きまして皆さんのご意見をお受けしたいと思います。

前回のところ、なかなか飲食費と会費を分けて考えるというのは難しいなという状況で、どうしたものかなという意見だったというふうにとと思いますが、その後委員さんのほうで何かご意見ございますでしょうか。

暫時休憩します。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長 再開します。 嶋田委員。

嶋田委員 議長の場合は、各種団体が事務局を通じて招待を受けるということで、議長判断でやっていただくと、それでない縛るというのはなんか変やなという感じはしますんで、議長判断でいいのではないかなと思います。

委員長 ただいま、嶋田委員からご意見いただきましたけども、この間検討はさせていただきましたけれども、会費と飲食等の費用を分けるのは難しい中で、

じゃあ出席しないかっていうとそういうわけにもいかないということで、公務に対して議長の判断で出席していただくということで、確認させてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、検討した結果、これまでどおり議長判断で対応していただくということで、この件については終わっておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、①議会議長交際費支出基準における会費（飲食）の取り扱いについては、これまでの取り扱いと同様に議長判断で行っていただくということで、この件については終わっておきます。

次に、②議会の発信力を高めることについてを議題とします。

委員皆さまのご意見をお受けしたいと思います。 横田委員。

横田委員 ほかの自治体でもやってますけども、やはりホームページを充実させていくのが発信力の強化につながるのではないかなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

ただいま横田委員のほうから、ホームページの充実をしてはどうかということで、ご意見いただきましたけども、これまで以前にも意見が出ていましたけど、それ以外に議会だよりの充実等も意見出されてましたけど、それも含めてホームページの充実ということでよろしいでしょうかね。

例えば、ホームページの充実させる内容ですけれども、以前出ていた意見では、閉会中の委員会については住民の皆さんにお知らせする機会がないので、そちらを例えばホームページに掲載するなどして、充実をしていくというのがひとつ考えられるのかなと思うんですけど。委員長報告はしていただいていますので、ひとつの例としてはそちらをホームページにPDFの書式

等にして事務局のほうで掲載していただくというのは、ひとつの案かなと思
ってますけども。 齋藤委員。

齋藤委員 委員長報告は閉会中だけ。それとも開会中も。ひとつだけ載せるっていうのはちょっとアンバランスなような気がするんですけども。載せるんだったら、閉会中も開会中も載せて、議会だよりは開会中だけっていうんだったらわかるような気がしますけど。

委員長 開会中も載せていくのはいいと思うんですけども、議会だよりの委員会記事の掲載については、委員長報告とダブる内容はかなり出てくるとは思うんですけど、以前から、私、先輩議員に言われていたのは、委員長報告をそのまま載せるなよみたいなことをずっと言われてきまして、かみ砕いて住民の皆さんにわかりやすいような表現にするとか、テーマとして取り上げることについてもちょっと工夫をすとかいう形で、私自身は掲載してきたんですけど、別に委員長報告をそのまま載せてはいけないというわけではないんですけど、だからそういうふうに議会だよりも工夫しつつ開会中の委員長報告についてもホームページに掲載していくということは、全然ありやというふうに思いますけども。

ほかの委員さんいかがでしょうかね。 横田委員。

横田委員 単純な委員会報告じゃなくてですね、こういうふうに決まりましたとか、トピックス的に整理して載せるとかしたほうがわかりやすいんじゃないかなと思いますけどもね。

委員長 それは、閉会中のやつについても。

横田委員 はい。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 今回、初めて厚生常任委員長させてもらって、議会だよりの原稿書かせて

もらったんですけども、あれ、一般の住民見て何のことか、まったくわからないというか、あの1枚だけじゃ、なんとかなんとか条例の改正について満場一致で可決されました。要するに議案なんだかわからんのに、あれだけ載っけても、なんかこう、こっちのなんかこう自己満足みたいな、なんかこう、報告してあげてるわみたいな感じで、受け取るほうから見たら、何かなと思うんですけども、その辺のところどこまでどう整理していったらいいのか、さっき横田委員がかみ砕いでわかりやすくて話ありましたけども、その辺のところ議会だよりだけじゃ、ちょっと本当に何のことかわからないような感じで、それをカバーする意味でホームページ、なんかこう載っけてあげたらもっといいのかなって、住民の目から見たらですね、見る気しますけどね。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時17分 休憩)

(午前9時23分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま、横田委員、齋藤委員からご意見いただく中で閉会中の委員会の報告と開会中の委員会の報告については、どのような形にするかというのは、また今後といたしましてもホームページに掲載をして充実していくという方向でちょっと今後話をさせていただきたいなというふうに思いますが、そういう形で今後進めさせていただくということによろしいでしょうかね。

(異議なし)

委員長 それでは、②議会の発信力を高めていくことについては、本日のところは以上で終わっておきます。

それでは次に、③議会のIT化についてを議題とします。

8月24日の当委員会で、本日の委員会で議論できるような形で資料等を提供するという事になっておりましたので、事務局のほうで資料を作成していただきましたので、本日資料を配布しております。

資料1について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、資料1に基づき、説明させていただきます。

まず、1. 議会のIT化の目的について、例を3つ挙げております。斑鳩町議会でIT化を進めるとすれば、何を主な目的とするかによって、優先して取り組まれるIT化の手段が異なりますので、まず、お考えいただきたいと思えます。

次に、2. IT化の手段については、オンライン配信、ホームページやSNSによる情報公開、ペーパーレス、オンライン会議などが考えられます。3～6において、それぞれの手段についてのメリット等を記載しております。なお、インターネットや書籍等に掲載されております情報により作成したものでございますので、さまざまなご意見があると存じますので、委員皆様で随時追加、修正等していただければと存じます。

3のオンライン配信については、全国町村議会議長会において年1回、町村議会実態調査が行われており、そのうち、令和2年7月1日現在の議会中継の開設状況が公表されておりますので、参考として掲載しております。また、平成28年に議会運営委員会で、平群町と上牧町を視察されておりますので、その報告書より抜粋した内容を掲載しております。さらに、前回の委員会でお話が出ていた広陵町議会に電話でお問い合わせした内容も記載しております。

次に、4. ホームページやSNSによる情報公開では、ホームページとSNSに分けて、メリット、デメリットを記載しております。

次に、5. ペーパーレス、データによるやりとりについても、平成28年に議会運営委員会で、上牧町を視察されておりますので、その報告書より抜粋した内容を掲載しております。

最後に、6. オンライン会議について、現時点では、本会議はオンラインでは開催できないこと、一方、委員会は必要な対策を適切に講じることでオンライン会議により開催できることを掲載しております。なお、全国的にも導入されている自治体が少ないことから、茨城県取手市議会の取り組みの概要を例示しております。

なお、この案件に関しまして、9月7日に行政相談員の浅野恭世氏より議

会事務局に電話連絡がございました。住民さんより、議会を後日ネット配信できないか。議会だよりの内容はかいつまんだ内容である。議会だよりの発行までに時間がかかる、というご意見が寄せられておりますので、この案件と関連いたしますので、こちらで報告させていただきます。

以上、資料1の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。資料ですけども、委員皆さんにも目を通していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま、委員皆さんに目をとおしていただこうと思いましたが、やはり読むのに、ゆっくり読んで議論したいということですので、今回は資料配布にとどめさせていただいて、また次回以降、委員会で議論はさせていただこうかなと思いますが、そういう形でよろしいですか。 嶋田委員。

嶋田委員 ひとつだけお聞きします。斑鳩町の場合に中継されてますわね、議場外へ、これもあれですか、ここで言うあれになるんかいな。中継という形になるわけですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 斑鳩町の場合も、庁内放送のほうにあたると考えております。以上です。

委員長 あと、もう1点なんですけど、先ほど議会の発信力のところで、ホームページを充実するということで方向性を定めさせていただきましたけど、IT化のほうに関わってくるかなということなんで、もうこちらのほうに一本にまとめてしまってはどうかなと思いますけど、それでもいいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、議会の発信力についても、この I T 化の中に含めて議論するということで、今後は項目を一本化させていただきます。

そうしましたら、また、次回以降、この資料に基づいていろいろ議論していきたいと思えます。

本日のところは議会の I T 化については以上で終わります。

次に、④ 報道機関による議場での写真撮影についてを議題とします。

8月24日の当委員会、三郷町について申請様式と、記者のみが新聞記者なのか週刊誌の記者も含めるのか調べることになっておりましたので、この調査結果について事務局から報告をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、資料2をご覧ください。こちらは三郷町議会の撮影録音許可申請書でございます。また、三郷町にお尋ねしましたが、これまで週刊誌の記者さんが申請された例はなく、今後あった場合は、議長の判断をあおぐことになるとの回答をいただいております。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局からの報告も踏まえまして、委員皆さまのご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 僕はもう原則禁止と、そのように、今までと同じでいきたいなど、そういうふうには思っております。

委員長 ただいま、嶋田委員からこれまでと同じように原則禁止にしてはどうかということでご意見がありましたけど、ほかの委員さんはどうでしょうか。
横田委員。

横田委員 事務局に確認ですけど、これって撮影録音許可申請書をいただいて、議長が許可するか、不許可にするかっていうのを決められるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 三郷町さんにつきましては、時間があれば全協なり、議会運営委員会なりで相談されるということはお聞きしております。以上です。

委員長 最終的には議長が判断。

議会事務局長 そうですね。

委員長 いかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 私も前回、一応原則オッケーというか、要は最終議長判断でされたらいいなというふうに意見申しあげましたが、それで私はお願いしたいなと思います。

委員長 事前申請をしていただいて、判断は議長にお任せするということですね。原則許可で、場合によっては議長が許可しない場合もあるということ。今、2つの意見が出てますけど、ほかの委員さんいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 私もオープン、開かれた議会という面から見たら、許可の基準というのが明確でないとやらんとは思いますが、申請があつて特に問題がなければいいのかなというふうに、基準がちょっとあれですけどね、週刊誌だとかなんとかって。その辺のところ内容にもよるんでしょうし、また申請する人にもよるんでしょうけども、その辺で問題がなければいいのかなと。

委員長 原則許可ということで。前回、話が出た週刊誌の記者さんとか、傍聴者の方についても申請をしていただいて、許可をすればどうかという意見もありましたけど、そこも含めて議長が判断されるということですかね。 横田委員。

横田委員 私は新聞記者だけでいいと思いますけども。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 私も許可申請書があつて、新聞記者といいますか報道機関であるのであればいいのかなど。ただ、内容についてはこちらで精査するというのは、そうなってくると難しいのかなというところは出てくるのかなと思うので、そうなると申請があつて、一定の基準をみたしていれば許可という形になるのかなと思うので、ちょっと慎重な判断が必要かなと思います。

委員長 結論は。 小城委員。

小城委員 結論から言うと、その基準設定が大事になってくるかなというところにはなるんですけど、私自身は許可をしてもいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 先ほど局長が言っていた三郷町さんは全協で一度揉むというか、協議して、そのあと議長判断されるということでしたよね。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 議会前にはお聞きしているんですけども、各町さんによって全協の位置づけが全然違いますので、そういう議会前に議員さんに確認してということはお聞きはしております。

奥村委員 そういう二重のというか、議員そのものも許可を求めてこられた内容についてはある程度わかっておいて、そのうえで最終議長が判断していただいたらいいのかなと思います。

委員長 伴議長。

議 長

三郷町さんの場合の様式見せてもらった時にやはりちょっと前に作成されたものやなど。正直言うて今はSNSですか、そういう方向性っていうのは、マスコミさんも検索すれば、ユーチューブ動画、テレビで放映されたものが、全部載っているような状況です。そうなってくると、私の思いからすると、議会を、委員会か、本会議か、今後議論させていただく中で、インターネット中継のようなことを進めていかれるのであれば、許可というか、報道機関のみであったとしても、整合性が取れていくところがあるんですが、そこまでいってないところで、いつでも誰でもがスマートフォンで映像を見るような形になってくる、報道機関やからという部分の普通にテレビであったりという時代であれば、それに限られますけど、それ以外でまたそれを撮って、個人でまた利用される方もあるかもわからんと、動画をということもあるんで、非常に、写真ということであれば、まだなんかこうイメージとしてひとつ報道機関のいうのはあるんですけど、そのあたりまた議論していただければと、私の今のイメージから言うと、インターネット中継というものを、議会、委員会、また本会議で進めていこうという方向で決定した時にやったら、こういう方向でというような部分もあるんかなと、写真はその時のケースバイケースで相手次第やと思いますねんけど、ちょっと今のところ非常にその辺の難しい、開くのは簡単やけど、利用のされ方ということが怖いなというようにちょっと思いまして、お願いします。

委員長

三郷町さんのこの書式の中には動画撮影というのは入っていない、テレビ撮影とか映画撮影というのは、それにあたるのかもしれませんが、あくまでも報道機関のほうで撮られるものということで、その点でいいますと、傍聴者の方とか、新聞記者以外の方が撮られる点については、許可をするのかしないのか、それもあわせて意見いただければなと思いますけど。基本的に横田委員からは新聞記者のみだということでご意見いただいています。

奥村委員からは議長だけではなくて、時間的な余裕があるのであれば、全員協議会などで二重にチェックをするということでご意見いただきましたけども。 佐谷議会事務局長。

議会事務

事務局のほうからお願いさせていただきたいことがございまして。ただい

局長 まの議論ですけれども、先ほども議長もおっしゃいましたように、今後 I T 化において、例えば配信などを進められる場合、こちらとの整合性が出てまいりますので、そちらと並行して議論していただいたほうが、後々ですね、いったん決めていただいてもまた戻るということもありえるかなと思いますので、お願いできればと思っております。以上です。

委員長 ただいま、事務局のほうからネット配信等にも関わってくる、先ほどの議長の意見があるので、並行した議論をとということで、提案がありましたけども。 横田委員。

横田委員 今、事務局長がおっしゃったように、議会の I T 化の中で、それが決まっていけば、並行的にこれも決めていくという形でいいかと思えます。

委員長 ただいま、横田委員から意見がありましたけども。 齋藤委員。

齋藤委員 横田委員と一緒にです。

委員長 そうしましたら、I T 化の議論の中での様子を見ながら、こちらについても並行して議論していくということでさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、④報道機関による議場での写真撮影については、I T 化の議論と並行して行っていくということで確認して終わっておきたいと思えます。次に、⑤押印を必要とする書式の見直しについてを議題とします。本日資料 3 を配布しておりますので、事務局から説明してください。佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、資料 3 をご覧ください。前回、押印を必要とする書式の見直しについてご相談させていただきましたところ、今年度の検討事項として取り扱っていただくことになりました。このことから、今後の検討スケジュール

についてお示ししたものでございます。

1 1月の議会運営委員会で、地方議会議事次第書・書式例について、4分野にわけて、見直しを検討していただきたいと考えております。1 2月には、議会住民懇談会申込書、議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の様式についてご検討いただきたいと考えております。また2月には、政治倫理条例施行規則の様式について、こちらは、町長部局が主になって制定した条例ですので、町長部局の見直し案を確認いただきたいと考えております。3月には、本会議議事録、委員会会議記録における署名に加えての押印について、こちらは条例、規則の規定上は署名のみで可能となっていますが、長年にわたり、署名と印鑑により行ってまいりましたので、この機会に、現在の慣行について、今後の方針を確認していただきたいと考えております。

以上、押印を必要とする書式の見直しのスケジュールについての説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、これについてはスケジュール的に、今後こういう形で進めさせていただきたいなというふうに思いますが、委員皆さまのご意見をお受けします。

先ほど局長からの話にもありましたように、町長部局のほうの案も見させてもらいながら、そのタイミング等ありますので、時期についてはこういう時期でということ、スケジュールについて説明させていただきましたけれども、こういう形でできれば進めさせていただきたいなと思いますけれども。よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、⑤押印を必要とする書式の見直しについては、事務局から提案のあったスケジュールに沿って進めていくということで確認させていただきます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 議長から、ございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、ございませんか。佐谷議会事務局長。

議会事務 事務局から、1点ご報告いたします。

局長 8月24日の議会運営委員会で、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、立候補者が2人以上になった場合、本会議最終日に追加日程として選挙を実施していただきたい旨、お伝えしておりましたが、9月3日付けで、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙・選挙長より、立候補者が1名であり、選挙の投票を実施しないことの通知がありましたので、ご報告いたします。以上です。

委員長 この件についてはよろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。

なお、小城委員のほうから、町長選挙に立候補するという表明がされておりますので、場合によっては、各常任委員会、もしくはまた議会運営委員会の欠員等について、必要に応じて、臨時の議会運営委員会を開催させていただくかもしれませんので、そのことだけ申しあげておきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時45分 閉会)